

補助対象とならない設備の一例

- 1 診療所内をゾーニングするために新たに購入する医療資器材について
「診療所内をゾーニングするための医療資器材」に該当しないもの
 - ・検査機器類（ポータブルエコー、生体情報モニタ等）
 - ・分析機器類（遺伝子分析装置、血液分析装置等）
 - ・電子機器類（パソコン、タブレット、スマートフォン、電子カルテ、自動精算機等）
 - ・家電類（洗濯機、掃除機、衣類乾燥機等）
 - ・消耗品類（マスク、ガウン、空気清浄機の交換用フィルター、文房具等）

- 2 補助対象設備について
 - (1) 「患者案内のための看板設置料」に該当しないもの
 - ・患者案内に無関係な看板の設置料等
 - (2) 「HP 上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費」に該当しないもの
 - ・発熱患者等の外来診療に無関係な HP の改修費等
 - (3) 「換気設備設定のための軽微な改修等の修繕費」に該当しないもの
 - ・住宅の増改築等のための工事費等
 - ・その他換気設備設定に無関係な工事費等
 - (4) 「簡易ベッド」に該当しないもの
 - ・検査台、処置台等
 - ・患者待合用のソファ、椅子、車いす、机等
 - (5) 「簡易診療室及び付帯する備品」に該当しないもの
 - ・院内をパーテーション等で区切って診療する場合等
 - ・簡易診療室を申請せず、備品のみを申請する場合等

※「簡易診療室」とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいいます。（国のQ&Aによる）

- 3 その他、以下の費用については対象外となります。
 - (1) 設計その他設置及び工事に伴う費用
 - (2) 送料、リース料、保守費用、保証経費その他サポート等に関する費用
 - (3) 購入時に付与されるポイント相当分
 - (4) 既存設備の買替・交換等に要する費用
 - (5) 既存建物の買収に要する費用
 - (6) 他の補助金等の対象となっている費用
 - (7) その他設備整備費として知事が適当と認めない費用